



～ チャイルドの経営コンサルタント監修による～

選ばれる園に
なるための

メルマガ



株式会社 幼保経営サービス・コンサルティング部



すこやかくん



ココロちゃん



チャイルド ふれんず
ゆめくん

パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります

㈱幼保経営サービス コンサルティング部では、法人・園の経営・運営の悩み事に対応しています。
チャイルドグループの各事業部のノウハウを Q&A 形式でお届けします。

Q パートを雇用する際の留意点について教えてください

今年10月に、パートや有期雇用労働者を雇用する際のルールが変わると聞きましたが、
どのように変わるのですか？ 留意点があれば教えてください。



A 雇入れ時の労働条件明示事項の追加等が変わります

- パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正されます。＜令和8年10月1日施行・適用＞特に留意すべき点として、雇入れ時の労働条件明示事項が追加されます(省令)のでご注意ください。
- 今年10月1日以降に、パートタイム・有期雇用労働者を雇入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項(昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、相談窓口)に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります。(違反した者は10万円以下の過料に処されます)

＜労働条件通知書の記載例＞

次の窓口に対して通常の労働者との間の待遇の相違(内容・理由)等について説明を求めることができる。
部署名 担当者職氏名 (連絡先)

- それ以外に、「同一労働同一賃金ガイドライン」の改正、雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります。
- パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、待遇(基本給や各種手当、福利厚生など)について不合理な差を設けることを禁止しています。保育の現場においてもパート職員は重要な担い手となっていますので、パート職員から正社員との待遇の相違について説明を求められたときに、合理的に説明ができるよう、社会保険労務士の先生等とも相談しながら体制を整えていきましょう。

詳細はこちらから▶ <https://www.mhlw.go.jp/content/001698010.pdf>

事業部紹介

株式会社 幼保経営サービス コンサルティング部

チャイルド社グループの幼保経営サービスだからこそできる経営コンサルで園を強力にサポートしています。

①経営・運営コンサル ②マーケティング・ブランディングコンサル ③新園・新施設設立コンサル ④認定こども園移行コンサルなどに関して、分析・助言・提案・サポートを行っています。



株式会社 幼保経営サービス

コンサルティング部 ディレクター 東京弁護士会所属 柴田 洋平(弁護士・保育士)

TEL 03-6915-1910 Email yohokeiei_consulting@child.co.jp

HP <https://www.ans.co.jp/youho/consult.html>

